

男鹿市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東北圏を除く県外の大学等を卒業する学生の本市への移住を伴う県内就職を支援するため、大学等を卒業して、本市に移住する見込みの者に対し、男鹿市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校
- (2) 就職活動 自らの秋田県内での就職に向けたインターンシップ、業界研究会、企業説明会及び採用面接等

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げる移住等に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

- (ア) 大学等の卒業・修了年度において東北圏を除く県外のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業・修了する見込みであること。

イ 移住先に関する要件

- (ア) 勤務地が秋田県内に所在する企業等に就職することが内定していること。
- (イ) 申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。
- (ウ) 卒業後に第２項の要件を満たす企業等に就職し、本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 就業先に関する要件

- (ア) 勤務地が県内に所在する企業等に第１項アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから１年以内に就業する見込みであること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人を除く。

ただし、第三セクターのうち地方公共団体から補助を受けている法人、県、市町村及び地方独立行政法人から交通費が支給される場合は対象外とする。）ではないこと。

イ 身分に関する要件

(ア) 国家公務員でないこと。

ウ 就業条件等に関する要件

(ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(対象経費)

第 4 条 支援金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、就職活動のため、住所地から会場までの往復の移動に要した交通費（公共交通機関を利用したものに限る。）とする。

(交付金額)

第 5 条 交付金額は、対象経費から就業予定先の企業が支給した交通費を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、17,220 円を上限額とする。

(交付回数)

第6条 支援金の交付回数は、一人1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、男鹿市地方就職学生支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 就職先企業による内定証明書（様式第3号）
- (3) 写真付きの本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (4) 在籍する大学等の在学証明書又は卒業・修了見込証明書
- (5) 住民票の写し又は移住元の住所を確認できる書類（賃貸借契約書、公共料金の領収書の写し等）
- (6) 交通費の対象経費に係る領収書の写し

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるときは、速やかに男鹿市地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、定住及び就業状況等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対して必要な報告の徴取又は立

入調査を行うことができる。

（支援金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (3) 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）
- (4) 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に勤務地が県内に所在する別の企業に就職する場合を除く。）
- (5) 本市への転入日から5年未満で市外へ転出した場合

2 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した支援金のうち当該各号に定める額の返還を求めるものとする。

- (1) 前項第1号から第4号に該当する場合 支援金の全額
- (2) 前項第5号に該当し、転入日から3年未満で市外へ転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれかの遅い日を起算日とする。） 支援金の全額

(3) 前項第5号に該当し、転入日から3年以上5年未満で市外へ転出した場合（ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれかの遅い日を起算日とする。） 支援金の半額

3 前2項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、男鹿市地方就職学生支援金交付決定取消・支援金返還通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。